



浜家連 ニュース11月号

第243号

2020年11月1日発行

発行人 特定非営利活動法人 横浜市精神障害者家族連合会
事務局 〒222-0035 横浜市港北区鳥山町 1752 番地
障害者スポーツ文化センター 横浜ラポール3階
電話 045(548)4816・FAX 045(548)4836
URL <http://hamakaren.jp/>

浜家連主催の研修会・講座のスタートに当たって 副理事長 稲垣 宇一郎

本年度浜家連主催の啓発事業である研修会・講座は10月の市民メンタルヘルス講座Ⅰ及びⅡからスタート致しました。本来でしたら9月に第1回浜家連研修会を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症予防対策で会場が閉鎖となった為に中止となり、一般市民への啓発を目的とする市民メンタルヘルス講座が一番バッテリーとなりました。

10月は新型コロナも行動規制が緩和されている状況ですが、油断はできない事には変わりありませんので、感染防止対策を徹底して実施いたしました。

今後の浜家連研修会等もその予定です。

今回のコロナ禍対策は初めての経験ですので、混乱を心配致しましたが、参加者の皆様のご理解を頂き、おかげ様で無事にスタートが切れました。ご協力ありがとうございました。



但し、会場の入場者数が定員の半分に制限されており、市民メンタルヘルス講座ⅠⅡ、何れもご好評で事前申込者数が決められた人数を越えてしまいました。せっかく申込を頂いた方には申し訳ございませんでした。

11月に入りますと、主として会員の啓発の場としての浜家連研修会が第2回11月20日、第3回12月3日、第4回2月17日と続いて開催されます。

また、地域の普及・啓発活動を主眼とした横浜18区をA～Dの4ブロックに分けた市民精神保健福祉フォーラム（略称ブロックフォーラム）もこれから開催されて参ります。本年度は11月7

日にDブロックフォーラム（港南区・金沢区・戸塚区・栄区）が、同じく11月28日にCブロックフォーラム（西区・鶴見区・神奈川区・中区・南区・磯子区）が予定されております。

浜家連研修会・ブロックフォーラム、いずれの企画も早い所は1年前の会場予約から始まり、年明けてからの講演内容の打合せ、講師折衝等を積み重ねて、関係する皆さんが練り上げられた講演会等です。ご期待ください。

浜家連ニュース・ホームページ等で内容をご覧いただき、多くの方々にご参加いただきたいと思います。但し、コロナ禍が終息しない間は、引き続き事前申込でお願いしております。

内々の話になりますが、来年度実施の会場の予約を早い所では行う時期になって参りました。会場予約後の関係者の次に来る頭の痛い問題は「テーマの決定と講師の交渉」です。皆様、ご意見ご要望をお寄せください。

それと共に、講演会等の開催には伝統といえますか、先輩の皆さんから引き継いできたノウハウがございます。その経験者が高齢化の中で必死に頑張っておりますが、バトンを受けてくれる人が近年少なくなり、また高齢化に伴う問題を抱えながら、次のトラックも回る状態となっております。

浜家連の定款に記載されている、「精神障害者に対する正しい理解と精神福祉思想の普及・啓発事業」を継続させるためにはどうするか、後継者育成、実施数の見直し等避けて通れない大きな課題でございます。来年度の計画と合わせて考える時期となっております。



「障害福祉サービスから介護保険制度への移行について」－ 健康福祉局の説明

副理事長 大羽 更明

10月9日の浜家連理事会の前に障害福祉保健部障害施策推進課の萩原昌子係長のお話を聞きました。係長は説明資料にそってわかりやすく丁寧にお話をしてくださいました。

1. 65歳になると

障害の有無にかかわらず、65歳の誕生日の前月に区役所から青色の「介護保険被保険者証」が送られてきます。介護サービスも障害福祉サービスも利用しない場合は、何も手続する必要はありません。介護サービスが必要な場合はこの介護保険被保険者証を持って区役所の高齢・障害支援課や地域ケアプラザ等に相談に行きます。障害福祉サービスには65歳になると介護保険制度に切り替える必要があるサービスもあります。引き続きその利用を希望する場合は、従来通り区役所の高齢・障害支援課に事前に申請しなければなりません。なお、特定の16疾病の方は、65歳を待たず、40歳から介護サービス受給対象者となることができます。

2. 障害福祉サービスと介護保険制度

40歳以上の方は、原則として介護保険の被保険者となり介護保険料を支払いますが、医療保険料と一括での支払い、あるいは給与からの天引きでの支払いとなります。

障害福祉サービスと介護保険の利用の内容が類似している場合（居宅介護＝訪問介護、訪問入浴、福祉用具・補装具＝福祉用具のレンタルなど）は介護保険の利用が原則優先となり、1割の利用者負担が必要です。横浜市ではこのサービス利用の移行に際しての「介護保険優先原則」の一方的強制的な適用はせず、その方の状況に応じ、ご本人と相談しながら移行できるところから移行しているため、各地で起きているような訴訟は考えにくいと思います。

障害福祉にはあるのに介護保険にはないサービス（同行援護・行動援護、施設入浴、自立訓練、就労移行・就労継続支援など）は、障害福祉サービスを引き続き利用できます。

3. 利用者負担について

介護保険ではサービス費用の1割を利用者が負担しなければなりません。所得に応じて負担を軽減する制度があります。また、長期間障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢者が相当する介護保険サービスを利用する場合は利用者負担を軽減できる仕組みがあります。

4. 相談窓口

居住区の区役所の保険年金課（被保険者の資格や保険料に関すること）または高齢・障害支援課（要介護認定・サービス利用に関すること）が相談に応じます。

あおば会が区へ要望書を提出しました

「あおば会だより」313号に掲載された区へ要望書提出の記事（抜粋）を紹介します。皆様の単会が、区へ要望書を提出するときの参考になればと思います。



令和3年度の要望書を区へ提出しました。

家族会として「令和3年度精神保健福祉施策への要望書」を、9月14日（月）に提出しました。例年区長室での提出ですが、今年は、コロナ対策で広い特別会議室を用意していただき、ソーシャルディスタンスに配慮した中で要望書をお渡しすることができました。

区からは、小澤明夫青葉区長、岡田勇輔青葉区副区長、吉田雅彦青葉区福祉保健センター担当部長、松永朋美高齢・障害支援課長、竹内弥生障害者支援担当係長、小山薫 MSW の方々が、家族会からは、鷹野会長はじめ5名が出席しました。

令和3年度要望事項

1、かねてより当事者、家族にとって相談、手続等最初の窓口は青葉区福祉保健センターのMSWさんです。

平成30年度青葉区の精神障害者基礎把握人数は3860人とお聞きしております。

この状況に対して、MSWさんは依然として4人で増員はありませんでした。

これは、お一人のMSWさんが約900人近い方を担当していることとなります。MSWの皆様のご活躍に深く感謝いたしておりますが、ご多忙すぎて訪問活動の増加は事実上困難と推察いたします。

せめて、一人約500人になるようにMSWさんを増員して下さい。

2、当事者が「家にいる」状況は依然として改善されていません。

「家にいる」だけではなく時には暴力的になることもあり、家族が大変困惑しています。

精神障害者の特性で、いわゆる「病識」がない方が多く、相談機関、医療等に結びついていないか、或は中断している実態が続いております。

これらの人々は、家族以外の専門家が粘り強い訪問を続けて頂ける以外に適切な対処方法は無いと考えられます。

今後もMSWさんや嘱託医さんが生活支援センターと連携し、訪問活動をより一層強化して救い出して下さい。

3、MSWさんの相談支援や、面談の予約などの連絡を取る方法として、電子メールを利用できるようにして下さい。

4、MSWさんのご活動の実績、例えば、①MSW精神保健相談・訪問援助件数、②精神科医（嘱託医師）による精神保健相談・訪問援助件数、③警察官の通報・自立支援医療・精神障害者保健福祉手帳申請書・医療保護入院の入退院届等の精神保健福祉法進達件数などを公表して下さい。

5、精神疾患、精神障害者への誤解は大変深いものがあります。理解を深めるため精神障害福祉普及啓発事業を継続して実施して下さい。

令和3年度は特定非営利活動法人浜家連が行う普及啓発事業「ブロックフォーラム」の当番会にあおば会となっております。

つきましては、開催にあたりご協力をお願い致します。

6、家族会担当の職員に毎月開催しております役員会にご参加頂き、連携を密にして、年間6回開催している「元気の出る家族教室」の継続、会員の増加、家族会活動の充実等に引き続きご協力下さい。

特に、近年会員が減少傾向にありますので特段のご配慮をお願い致します。

KP の活動によせる想い

神奈川県精神医療人権センター代表会長 藤井哲也氏寄稿

神奈川県精神医療人権センター代表会長の藤井哲也です。私のインタビューをもとにした新聞記事が、9月2日、東京新聞神奈川県版のトップに掲載されました。私の病気発症から9回の入退院を経て、リハビリに至る壮絶なメンタルサバイバル体験が紹介されていますので、ぜひお読みください。



今回の記事を読む一般社会の方々は、私の体験をどのように捉え、どのように感じるのでしょうか。私は、私のような人生を他の人にも歩ませたいとは思いません。そのためには、精神医療の質の改善はもとより、この社会をどのように変えていかなければならないのか、ぜひ多くの人に考えていただきたいと思っています。

私共、精神障害当事者・ピア有志がKPを立ち上げて早くも4か月が経ちました。この間、KP携帯に頻繁にかかってくる相談電話への対応や、諸活動に私たちは全力で取り組んできました。

今、正直思うのは、活動の成果を得ることが予想以上に難しいということです。

横浜市都筑区のグループホーム反対運動では、私たちは頻繁に現地に出向き、近隣住民にチラシを配ることで、精神障害当事者への理解を求めてきました。しかし、ヘイト幟旗は一向に減りません。意識の隔たりや溝の深さを感じます。どうしたらその溝を埋められるのか、難題や課題が山積しています。

私たち精神障害当事者は、KP活動を通して、こうした社会の無理解や差別の牙と、直に向き合うことになりました。誰もがフラットな視線で生きていける社会は実現できるのだろうか。KP活動に力を入れれば入れるほど、悲観的な思いが強まっていきます。でも諦めません。いつか行く未来に「障害者」という言葉が意識されない社会が到来することを願い、私たちは活動を続けていきます。

◆イベント情報◆

§ 第3回 浜家連研修会 §

精神科の薬 ～安全で安心な薬物療法～

日時 12月 3日(木) 13:30～16:00 (13:00 開場)

会場 横浜ラポール2階 大会議室

講師 渡邊 博幸 先生 (医療法人学術会 木村病院院長)

定員 50名 事前申し込み必要

※オンライン形式の講演会となります。

ただし、個人への配信は行いません。

【編集後記】第26回市民メンタルヘルズ講座が開催されました。久々のイベントです。コロナウイルス感染対策など、これまでに経験のした事がないような事もありましたが、多くの方々が来場下さり、入口ロビーなどでそれぞれ楽しそうに談笑する姿に「いいもんだなあ～」と感じてしまいました。

(事務局 中居)